

第七十五号議案

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和六年二月九日提出

仙台市長 郡 和子

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。
第十四条の七中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十四条の七の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（調整規定）

3 仙台市国民健康保険条例は、仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和六年仙台市条例第 号）によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

理 由

国民健康保険法施行令の改正を考慮し、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。